

役員等報酬規程

社会福祉法人 喜働会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 喜働会(以下「当法人」という)役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(理事長役員報酬額)

第2条 当法人の理事長の役員報酬額は、評議員会において別途決定する。

(役員報酬額)

第3条 理事長以外の役員等の役員報酬額は次の通りとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の報酬額

20,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬額

30,000 円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は令和3年6月22日より施行する。